



島根県報

令和6年9月24日（火）
第552号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (地 域 福 祉 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 2

保安林の指定施業要件の変更（2件） (") 3

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

児童福祉法の改正に伴い、児童福祉専門分科会児童処遇部会の担任する事務を追加することとした。（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第45号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則（平成12年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条の表児童福祉専門分科会の部児童処遇部会の項担任する事務の欄中(6)を(7)とし、(1)から(5)までを(2)から(6)までとし、(1)として次のように加える。

(1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会医療法人仁寿会	特定施設入居者生活保護	特定施設入居者生活介護 ナーシング&リハビリテ ラス「和かち逢う家」	大田市長久町長久ハ24 - 2	令和6年9月1日
	介護予防特定施設 入居者生活介護			

島根県告示第586号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字カカツ山979-1、979-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大社町鷺浦字カカツ山979-1・979-2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第587号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町平中山ノ五456-1、456-2、458-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市富山町才坂字芦谷1831-1
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年島根県告示第383号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により大田市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和6年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス大田店 大田市大田町大田宇山崎口1179番5外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約すること。	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。
2	廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管所である旨を示す掲示を行うこと。	
3	届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。	
4	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	
5	店舗前の国道375号は大田小学校の通学路となっており、荷さばき車両の出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。	
6	当該行為は大田市立地適正化計画における都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する行為にあたるため、大田市立地適正化計画における届出制度の手引きに基づき、都市機能誘導に関する届出（建築行為）を行うこと。	

3 縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間